

山形大学基本構想委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 山形大学に、基本構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本理念に関する事項
- (2) 将来構想に関する事項
- (3) 長期計画の策定に関する事項
- (4) 中期目標・中期計画の策定に関する事項
- (5) 年度計画の策定に関する事項
- (6) 各種評価に関する事項
- (7) 各種評価に基づく改善に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 医学部附属病院長
 - (6) 地域共同研究センター長
 - (7) 学術情報基盤センター長
 - (8) 遺伝子実験施設長
 - (9) 高等教育研究企画センター長
 - (10) 留学生センター長
 - (11) 教職研究総合センター長
 - (12) 保健管理センター所長
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる委員以外の者を委員会の委員に加えることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項の規定による委員の任期は、委員会がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議

決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(資料の提出等の協力)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(評価分析室)

第8条 委員会が審議し学長が策定した基本方針に基づき第2条第4号から第6号までに定める目標・計画及び点検・評価の取りまとめを行うため、山形大学評価分析室(以下「評価分析室」という。)を置く。

2 評価分析室に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員には、委員会の委員以外の者を加えることができる。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(議事録)

第10条 委員長は、委員会の議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月12日から施行し、平成17年10月1日から適用する。